

平成17年第7回美郷町議会定例会

議事日程（第3号）

平成17年9月2日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 2 議案第70号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 3 議案第71号 秋田県町村土地開発公社定款の一部を改正する定款
- 第 4 議案第72号 秋田県町村土地開発公社定款の一部を改正する定款
- 第 5 議案第73号 字の区域の変更について
- 第 6 議案第74号 県単小規模土地改良事業における町営土地改良事業の計画概要の決定について
- 第 7 議案第75号 工事請負契約の締結について
- 第 8 議案第76号 工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第77号 工事請負契約の締結について
- 第10 議案第78号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第79号 工事請負契約の締結について
- 第12 議案第80号 美郷町基本構想を定めることについて
- 第13 議案第81号 平成17年度美郷町一般会計補正予算第5号
- 第14 議案第82号 平成17年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号
- 第15 議案第83号 平成17年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号
- 第16 議案第84号 平成17年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号
- 第17 議案第85号 平成17年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号
- 追加第 1 発議第13号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（46名）

1番	福田 守君	2番	煙山 多三郎君
3番	佐々木 順吉君	4番	鈴木 一君
5番	村田 薫君	6番	小西 文男君
7番	谷屋 誠市君	8番	田口 繁男君
9番	中村 利昭君	10番	吉野 久君
12番	泉 繁夫君	14番	武藤 威君
15番	高橋 猛君	16番	戸澤 勉君
17番	久米 章弘君	18番	高橋 隆治君
19番	泉谷 理毅男君	20番	伊藤 福章君
21番	熊谷 良夫君	22番	齊藤 新一郎君
23番	森元 利漢君	24番	泉 美和子君
25番	高橋 正治君	26番	山田 鐵之助君
27番	高橋 福松君	28番	藤田 亥左夫君
29番	若畑 文英君	30番	高橋 久男君
31番	森元 淑雄君	32番	武藤 健君
33番	永井 久雄君	34番	熊谷 隆一君
35番	佐々木 正君	36番	佐藤 倉一君
37番	中村 美智男君	38番	戸沢 藤一君
39番	佐藤 時夫君	40番	斉藤 正衛君
41番	深沢 義一君	42番	澁谷 俊二君
43番	飛澤 龍右工門君	44番	杉澤 隆一君
45番	半田 秀雄君	46番	竹村 由広君
47番	伊藤 光明君	48番	後松 一成君

欠席議員（2名）

11番	小田長 輝一君	13番	大久保 伸一君
-----	---------	-----	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 松田 知己君 助 役 佐々木 敬治君

収 入 役	坂 本 昇 一 君	町長公室長	二 藤 誠 祥 君
総務課長	森 川 福 蔵 君	企画課長	小 原 正 彦 君
税務課長	深 澤 章 一 君	住民生活課長	鈴 木 四 郎 君
総合サービス課長 (六郷庁舎)	飛 澤 明 則 君	総合サービス課長 (千畑庁舎)	中 野 弘 君
総合サービス課長 (仙南庁舎)	樋 場 雄 一 君	福祉保健課長	辻 一 志 君
農政課長	深 澤 廣 君	商工観光課長	小 林 宏 和 君
建設課長	照 井 一 夫 君	国体準備室長	渋 谷 喜 一 君
出納室長	大 澤 薫 君	農業委員会 事務局長	山 内 英 世 君
教育委員長	清 水 猛 君	教 育 長	高 橋 福 雄 君
学務課長	高 橋 薫 君	社会教育課長	小 松 清 君
幼児教育課長	泉 谷 隆 雄 君	代表監査委員	久 米 力 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	武 藤 久 男	参 事	渋 谷 新 一
局長補佐	田 中 まき子	局長補佐	久 米 良 子
上席主任	大 澤 修		

開議の宣告

議長（後松一成君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、これより本会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、皆さんのお手元に配付のとおり進めてまいりたいと思います。

（午前10時00分）

承認第7号の質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 日程第1、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

承認第7号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。承認第7号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり決しました。

議案第70号の質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 日程第2、議案第70号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ

いてを議題といたします。

これも説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

議案第70号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第70号について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第70号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決しました。

議案第71号の質疑、討論、採決

議長(後松一成君) 日程第3、議案第71号 秋田県町村土地開発公社定款の一部を改正する定款についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

議案第71号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第71号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第71号 秋田県町村土地開発公社定款の一部を改正する定款については、原案の

とおり決しました。

議案第72号の質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 日程第4、議案第72号 秋田県町村土地開発公社定款の一部を改正する定款についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第72号について、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第72号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号 秋田県町村土地開発公社定款の一部を改正する定款については、原案のとおり決しました。

議案第73号の質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 日程第5、議案第73号 字の区域の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第73号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第73号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第73号 字の区域の変更については、原案のとおり決しました。

議案第74号の質疑、討論、採決

議長(後松一成君) 次に、日程第6、議案第74号 県単小規模土地改良事業における町営土地改良事業の計画概要の決定についてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

議案第74号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第74号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第74号 県単小規模土地改良事業における町営土地改良事業の計画概要の決定については、原案のとおり決しました。

議案第75号の質疑、討論、採決

議長(後松一成君) 続いて、日程第7、議案第75号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

議案第75号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第75号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第75号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決しました。

議案第76号の質疑、討論、採決

議長(後松一成君) 次に、日程第8、議案第76号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

議案第76号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第76号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第76号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決しました。

議案第77号の質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 続いて、日程第9、議案第77号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第77号について、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第77号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決しました。

議案第78号の質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 続いて、日程第10、議案第78号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑ありませんか。9番、中村利昭君。

9番（中村利昭君） 先般この工事締結についてご説明があったわけなんですけど、実は先日風邪のため、ちょっと体調を崩しておりまして、なかなか発言の機会が持てなかったわけなんですけれども、今般この78号の工事の締結の議案の説明の資料の中で、5社を指名で3社が辞退するということは、私はこの入札に関してはごくまれなケースだと思いますけれども、5社中3社が辞退するということについては、それなりの事情があって辞退されたというふうに思われます。この入札参加資格を得て、ご案内を申し上げた業者であるというふうに思いますが、この辞退された理由はどのような理由だったのか、また、5社中3社が辞退したということに対して、当局側では問題はないというふうに判断したのか、問題はあったけれども、特に契約に問題はないということでしたのか、そこら辺についてちょっと確認したいんですが。

議長（後松一成君） 答弁、佐々木助役。

助役（佐々木敬治君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

辞退のあった時点で、届出のありました業者に辞退の理由を確認してございます。いずれも社業繁忙のためという理由でございます。

また、この議案第78号につきましては、通常の一般公共工事の発注と違いまして、性能発注方式をとってございます。したがいまして、その性能を担保するためのいわゆる設計図書、あるいは並びに工事費の内訳書、これの提出を求めてございます。したがいまして、通常の一般公共工事に比べまして受注しようとする企業においては、それなりに手間暇が、時間がかかると、こういったこととございます。したがいまして、冒頭で申し上げましたとおり、社業繁忙のためと。で、2社以上参加しておりますので、競争の原理は働いているということで、当局側としては一般の入札については問題ないと判断してございます。

以上です。

議長（後松一成君） 中村利昭君。

9番（中村利昭君） 社業繁忙ということについては、当然閲覧の機会もございましたし、また、指名から入札までの期間は大分あったかと思われまます。そういう状況の中で自社の営業状況がどのような状況にあるかということを知らずに入札に臨むということについては、私はその社の問題であるとは思いますが、当局として問題なかったというふうな判断されたということですが、私は人道的に見れば、やはりもっと多くの方が機会を与えられるべきであって、やはり5社中3社が辞退したという段階で、これは問題があるなというふうな認識を持っていただきたかったというふうに思われまます。今後のそういう工事の状況がどのような状況になるのか、今後のあれをよくわかりませぬけれども、今回のこのことをよくお考えの上、今後の請負入札については慎重を期していただきたいと思われまます。

議長（後松一成君） 答弁必要ですか。（「要りませぬ」の声あり）

ほかに。10番、吉野 久君。

10番（吉野 久君） 性能発注方式をとったということは、この工事が特殊な工事だと思われまますけれども、どういう内容の工事なのかを説明お願いいたします。

議長（後松一成君） 建設課長。

建設課長（照井一夫君） お答えいたします。

工事の内容と申しませぬのは、基本的には性能、それから設計、それらを自社に全部お任せすると、こういうような方式の中で行われまます。いわゆるそれが実施設計ということになるものでござ

ざいます。

以上です。

議長（後松一成君） いいですか。佐々木助役。

助役（佐々木敬治君） 恐らくは性能発注方式という聞き慣れない発注方式についてのお尋ねかと思えます。この性能発注方式と申しますのは、発注する側で特にプラントの場合なんかよくそういう発注方式が採用されるわけですが、極端な言い方をしますと、詳細な仕様までこちら側で提示、示した場合はこれは1社指名、つまり随意契約になります。これに競争の原理を働かせるために、こちらで求める、例えば今は簡易水道のプラントですので、極端な言い方をしますと、処理された水質、こういったものの水準をこれを示します。で、それをクリアする形で各入札参加、応札する企業については設計した上で入札に参加すると、こういった方式でございます。したがって、性能が担保されない場合は受注者側の責任において工事のやり直し、改善、こういった瑕疵担保責任が発生しますので、発注側としては非常に有利な発注方式と、こういうぐあいに認識しております。

以上です。

議長（後松一成君） いいですか。

ほかに。40番、斉藤正衛君。

40番（斉藤正衛君） 今に関連して若干伺いますが、これ3社が辞退されたということですが、どの時点でこれが辞退するということがまずわかったのかという点が一つと。

それと、今非常に特殊な工事であるというようなお話がございましたけれども、この5社以外にはそうするとなかったのかと。この2点伺います。

議長（後松一成君） 助役。

助役（佐々木敬治君） 辞退の時期につきましては、建設課長の方から答弁いたします。

5社以外になかったという、そういったお尋ねでございますが、メーカーを絞り込む基準といたしまして、いろいろな基準を設定してございます。一つには、当然指名参加願いが出ているかどうかということがございます。それから、指名停止、こういった処分を受けておらないということが要件でございます。それから、建築工事を伴いますので、建築資格、あるいは建設業法に規定しております下請負の許可を得ているかどうか。それから、アフターケアを考慮いたしまして最寄りの支店の場所、それから、こちらで指定する処理方式、この実績があるかどうかということ。それから、当然経営審査点、これが十分かどうか。それから、ランニングコストがどうかと。当然、この先数十年も稼働するプラントですので、ランニングコストがどうかというこ

とを非常に重視しております。それからもう1点は、雪国での積雪寒冷地帯でのいわゆる納入実績があるかどうか。ほぼこういった基準をクリアしたのが5業者ということでございます。

以上です。

議長（後松一成君） どの時点で辞退されたか。建設課長。

建設課長（照井一夫君） お答えいたします。

それぞれ、この3社は辞退の日にちは違うわけですが、1社は8月12日、それからもう1社は8月10日、それからもう1社は8月9日、いわゆる入札が24日に行われております。したがって、10日間前後の辞退でございます。

以上です。

議長（後松一成君） いいですか。40番。

40番（齊藤正衛君） 辞退した日にちから見ると、また新たな何と申しますか、今はたしか助役の話ではそういうもろもろの条件をクリアしたところがこの5社であると。そうすれば、当然3社が辞退すれば2社しか残らないということですけども、やはり今回は確かに5社しかないので3社が抜ければ2社になると。これは確かにそのとおりだと思いますし、そうするとそのほかに入札参加、それを依頼する相手もいなかったと、そういうことになろうかと思えますけれども、やはり今課長の答弁によりますと、非常にこちらの方から指名業者に対してこういうような工事がありますよということで案内を差し上げる。そしてその時点でやはりその希望型と申しますか、実際にそのこの入札にも参加する。そして落札する意欲を持っていると。そういうことをやはり確認できるような、これはこの入札制度にかかわらずですけども、すべての入札というものにかかわってくるかと思うんですけども、やはりそういう希望型のような形を取り入れていく、そういうようなことも今度必要になってくるのではないかなというような思いがするんですが、その点はどのようにお考えでしょう。

議長（後松一成君） 助役。

助役（佐々木敬治君） 事業の工事の種別によりましては、ただいま議員ご指摘のようなそういうタイプの入札方式というものも可能かと思えます。ただ、今般の物件につきましては、性能重視ということでございますので、例えば追加指名するということになりますと、当然先ほど申し上げました基準、これを緩めるということになりますので、緩めた形での納品ということになれば、後々メンテナンスコストだとか、ランニングコスト、こういったものの増加につながるということでございます。今般につきましては、ご提案のような入札方式はちょっとなじまないということで、どうかご理解願いたいと存じます。

議長（後松一成君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

これより議案第78号について、採決いたします。

お諮りいたします。議案第78号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決しました。

議案第79号の質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 次に、日程第11、議案第79号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、議案第79号について、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第79号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第79号 工事請負契約の締結については、原案のとおり決しました。

議案第80号の質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 次に、日程第12、議案第80号 美郷町基本構想を定めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第80号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第80号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号 美郷町基本構想を定めることについては、原案のとおり決しました。

議案第81号の質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 続いて、日程第13、議案第81号 平成17年度美郷町一般会計補正予算第5号を議題といたします。

質疑に入ります。質疑ありませんか。34番、熊谷隆一君。

34番（熊谷隆一君） 歳出の12ページ、農業振興費19節の負担金補助及び交付金の中で地域担い手育成総合支援協議会補助金とあります。このことにつきましては、町長の招集あいさつの中にもありましたけれども、この協議会の中身、あるいは今後の進め方等について伺いたいと思います。これが新しい政策に伴う、例えば今言われております集落営農の推進だとか、法人化の推進に向けて核となって進める組織であるのか、その辺についてお伺いいたします。

議長（後松一成君） 答弁、農政課長。

農政課長（深澤 廣君） お答えいたします。

この事業につきましては、16年度までは名称が変わっておりました。17年度から地域担い手育

成というような名称になっております。ただ、事業そのものの中身は変わってございません。しかし、ちょっと追加といいますか、前年度よりももう少し前向きな形で進めなさいという義務づけがされております。

その内容についてですが、まず、この名前のおり地域の担い手をまず育てること。それから、今議員ご指摘のとおり、法人の組織化、集落営農組織、また、法人そのものを立ち上げること、そういうことに対して前向きに指導しなさいということが義務づけられております。もう一つは、農業サービス事業支援、名前は難しいんですが、早い話が無人ヘリの組合とか、それから大豆組合とか、そういうのを立ち上げて地域農業の推進に働く組織を育成しなさいというのが義務づけられております。これから農業は、個人経営そのものよりも集団で経営する方向に向けられておりますので、そのような形で支援していきなさいということになります。

以上です。

議長（後松一成君） いいですか。10番、吉野 久君。

10番（吉野 久君） 2点ほど質問いたしますが、まず第1点ですけれども、県の補助金を得ながら、国体のロードレースコースの設計委託を行うわけですけれども、このロードレースコースは延長何キロぐらいあって、また、その中に交差点が何カ所ぐらいあるのか。また、その設計委託の内容はその多分安全管理ということでの委託だと思いますが、どのようなことを重点的に委託してもらうのか。まずその点です。

もう一つ言ってよろしいでしょうか。

千畑地区で土地開発基金の中に土地分を持っていたということが監査委員から指摘されて、今回なかよし園とか、それを繰り戻しするような形になっておりますけれども、まず、普通財産として土地を取得して、そこに建物を建てた場合、行政財産ということでその時点で繰り戻すべきものではなかったのかと考えますけれども、そこら辺、財政的な事情があったのかどうか。どういふことでこの美郷町まで持ち越したのか、それをお伺いいたします。

議長（後松一成君） 答弁、国体準備室長。

国体準備室長（渋谷喜一君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、このロードコースの延長ですが、美郷町管内を通り抜けまして大仙市も含めた延長37.2キロのコースでございます。これを成年男子ですと4周をすると。少年男子は3周ということでございます。それで、今回のこの業務委託に関しての安全管理の内容ですけれども、先般、国体準備室の職員がコースを回りました。回って調査したところでこの37.2キロの部分について調査しましたが、320カ所以上に及ぶ交差点とか、T字路とか、それから支線の取つけとか、そうい

う形で、危険な箇所が 320カ所以上想定されました。

それで、これの選手の安全に走行するためにこの危険を回避するためには、どう対処すればいいのかということで、今回この業務委託になったわけですが、その業務委託の内容というのは、スタート、ゴール、それから周回コースの案内ですね。走路のときの案内、サイン計画、それから会場の配置計画、それから仮設部の設置計画、それから道路交通規制に係るその計画、それから係員の配置、いずれもろもろの安全施設、安全設備を保安計画の中で作成しなさいということでございますので、この計画を作成して秋田県公安委員会の道路使用に係る許可をいただくということで、この業務委託をお願いするわけでございます。

以上です。

議長（後松一成君） はい、行政財産の分については総務課長。

総務課長（森川福蔵君） 土地固有財産購入費ということで、土地開発基金に属する土地を取得した金額ですが、今回の補正で 9,051万 1,110円計上させていただきました。これは各種いろいろな施設の用地として取得したものです。これは旧千畑町、当時の生活に密着した緊急的な事業、あるいは不測事態の経費等で出費がかさんだんではないかなというふうに判断する以外ございません。財政上は適正な処理とは思われません。今回平成16年度の繰越額も確定し、また旧町村分の繰越金額も含まれていることから、今回予算計上したところでございます。

議長（後松一成君） いいですか。9番。

ほかにございませんか。村田 薫君。

5番（村田 薫君） 教育長にお伺いいたします。

16ページですが、今回小中学校の学校管理費で工事費、または備品購入費などが発生しておりますが、ことしの7月に六郷小学校では約1週間ほど水に異変が生じることがございまして、子供たちが水筒を持参したという経緯がございました。

また、仙南西小の給水設備に若干異変がありまして、8月の補正で修理費が計上されたということがございましたが、いずれの場合も教師の方が事前に若干気づいておったということを知っております。ただ、用務員の仕事と判断し、事務方への連絡が若干おくれてしまったと伺っておりますが、学校の管理運営上必要な工事などにつきましては、教師、用務員等が一丸となり取り組んでもらいたいものと思っております。今後の指導とかまた対応についてお伺いしたいところです。

議長（後松一成君） 高橋教育長。

教育長（高橋福雄君） お答え申し上げます。

学校の管理そのものは学校長に一任しているところとはいいながら、学務課が直接予算執行の中で携わっていくわけですので、日常の管理はもちろんお願いしているわけですが、事務局の職員が折に触れて、巡回しながらその管理の状況などの情報収集に努めているところでございまして、議員ご指摘のところも再三校長会等を通じて日ごろの施設の管理に努めてくださるよう再度喚起したいと思います。よろしく申し上げます。

議長（後松一成君） 40番、斉藤正衛君。

40番（斉藤正衛君） ページで言うと16ページです。

教育振興費の小学校の吹奏楽の遠征費について伺います。

これは補助金という形で出ておりますけれども、まず、この補助金ですけれども、これが小学校のこの子供たちの遠征費、これで全員の分全額なのかという点がまず一つでございます。なぜそういう話をするかといいますと、保護者の方々から、例えば非常に合併後予算が厳しいというような話がよく聞かれます。それで、今度その吹奏楽においても楽器購入なり、何なりの際に一部自己負担が発生するのではないかというような心配さえ聞かれておるわけでございます。それで、その点も含めまして、これから楽器購入そのものを町の備品としてきちりと位置づけて購入なり何なりを遅滞なく行っていくのか、そこら辺のこれからの基本的な考え方を伺いたと思います。

議長（後松一成君） 答弁、学務課長。

学務課長（高橋 薫君） お答えします。

子供たちの補助金の分でございますけれども、これは全額でございます。35名が参加しますけれども、交通費、宿泊費、参加諸費用を含めてございます。ただ、昨年度との違いというのは、宿泊時の昼食代、これはカットしてございます。理由といたしましては、宿泊時の昼食というのはいわゆる参加しない児童生徒との均衡を図るということで、昼食代だけはどうか自己負担していただきたいということで、それ以外の経費を全額町で負担してございます。

それから、備品の件でございますけれども、例えばそういうのに使う学校の教材といいますか、そういう備品のお話かと思えますけれども、おわかりのとおり、授業に使用する備品につきましては、町で予算化し、町で対応するものと考えております。これまでもそのスタンスで行っております。ただ、おわかりのとおり財源が限られた財源でございますので、その年、その年で子供たちのためにどうしても実行しなければならない事業がある場合、そちらの方に予算が割かれる場合もございます。そこら辺のところをご理解いただきたいと思います。ただ、教材、備品もそういうものにつきましても重要な備品でございますので、年次計画等で対応してまいりたいと思

います。

以上です。

議長（後松一成君） いいですか。35番、佐々木 正君。

35番（佐々木 正君） 14ページです。

道路新設改良費の補償金、賠償金についてですが、これどこの地区ですか。

議長（後松一成君） 建設課長。

建設課長（照井一夫君） お答えいたします。

これは大坂善知鳥外川原線の工事でございます。

議長（後松一成君） 35番。

35番（佐々木 正君） それで、六郷地区のたしか土地の買収に入っているところありますが、西琴線の方です。ことし買収になるということで、それで牛やめれと言われてやめたども、その人たちの賠償金、補償金、まだ入ってこないってとか言われているけれども、そこらあたりどういものなんですか。来年なるものなんですか。

議長（後松一成君） 建設課長。

建設課長（照井一夫君） 多分東大通り線かと思います。これにつきましては、既に契約は終わってございます。ただ、金額の方はまだ全額支払いということにはなっていないと思います。

以上でございます。

議長（後松一成君） 35番。

35番（佐々木 正君） その件で牛やめろと言われて早くやめたども、補償金は入ってこないということで、そこらあたり何となるものだか。早く教えてもらえないですか。

それと、土地改良区の決裁金です。土地改良区の決裁金は町では補償しないということだそうです。それで、ある農家さいったら、そういったやつは何も話していかないと。そこあたりすっぱっとしてもらいたいと思うんです。その補償金の方、回答願います。

議長（後松一成君） 建設課長。

建設課長（照井一夫君） お金が入っていないということでしょうか。契約そのものはつい最近の話でございまして、佐々木議員さんがいつその話を聞いたかわかりませんが、先週ですか、契約をしたものでございます。したがって、時間的に決裁をもらいまして、支払いということになるわけですので、そういう時間のずれはあろうかと思います。

以上でございます。

議長（後松一成君） はい。

35番（佐々木 正君） それで、いつあたりまでにやめてほしいとか、そこあたりはっきりしてもらいたいと思います。その農家では「やめろ」と言われて早くやめて、そして契約はまださねとか、それが一月とかの期間だばいいけども、二月とか、三月になっていることだば、ちょっと期間長いと思うんです。これからそういったやつをやるときはある程度時期をすばっとしてもらいたいと思うんです。いつまでやめてとか、いつからこれとか、いつ契約するとか、そこらあたりまですばっとしなければ、農家の方でばか見る話になると思うものですから。

議長（後松一成君） 答弁。

建設課長（照井一夫君） 私個人は担当の者からは、そういういつやめれとか、いつ補償してくださいとか、そういう話は聞いてございません。ただ、できるだけ早い時期に契約、そういうものは支払いの方を含めてでございますが、早急に進めたいと、このように思っております。

議長（後松一成君） ほかにございませんか。14番、武藤 威君。

14番（武藤 威君） 14ページの3目の15節、これはガードレールの交換ということで、危険箇所のガードレールの交換ということのようでございますけれども、町を回って歩けば、結構危ないということはありませんけれども、工事していくには限度はあるとは思いますが、職員の皆さん初め、結構歩いたことはあると思いがたはありますが、例えば、旧千畑の大屋敷から善知鳥坂に行く橋、あの欄干と言えは欄干、普通やっているガードレールの極端に低いわけで、下にはすごい大きい石あって、いつも危ないと近所の子供はあそこあたりの人たちは気を使っておるようですけれども、特に冬になれば、その欄干がなくなるわけではないけれども、ひざかぶあたりになってしまうということで、本当に危ないという昔から指摘されていますので、その辺も含めていろいろと検討しながらやっていってほしいなと、お願いでございます。

以上です。

議長（後松一成君） 今後でしょう。（「はい」の声あり）

答弁ありますか。建設課長。

建設課長（照井一夫君） 議員さんのおっしゃるように冬期間になれば危険だと、こういうことでございます。ただ、ガードレールそのものというのは、寸法そのものも決まっておるわけです。それに見合うようなこれからできるだけ議員さんのおっしゃるような形のものででき得るものであれば、そういうふうな形にしていきたいなというふうに思います。

議長（後松一成君） 欄干とガードレール違うよ。

ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第81号について、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第81号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、議案第81号 平成17年度美郷町一般会計補正予算第5号については、原案のとおり決しました。

議案第82号の質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 日程第14、議案第82号 平成17年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。武藤君。

14番（武藤 威君） 6ページの7款1項1目の基金ですけれども、今回5,341万7,000円ほど積み立てておりますけれども、全体の基金額は幾らになりますか、ちょっと教えてください。

議長（後松一成君） 住民生活課長。

住民生活課長（鈴木四郎君） お答え申し上げます。

現在16年度末はこの前お話ししましたけれども、17年度取り崩しも含め、それから予算上では基金の預金利子22万2,000円を予算計上してございます。今回の積み戻しの分も含めまして、年度末には1億6,405万6,000円ほどになります。

議長（後松一成君） いいですか。14番。

14番（武藤 威君） 今不景気、会社の倒産、また会社を首になって、国保に入ってくる方がぽつぽつとこう出てきておりますし、また、国保税と言えは我々納める税金で高い方で、その分生活費に食い込むということで、いろいろ何とかしてほしいと。特に旧千畑の方が多いわけですけれども、六郷、仙南も多いわけですけれども、そういう声が結構ふえてきておるわけでございます。

しかしながら、この基金をまるっきり積み立てるなどということでありまして、やはりこういう苦しい中で国保加入者の負担軽減を図る立場に立って、やはり町としてはほんの一部でもいいですから引き下げに回して、何ぼでも楽にさせるべきではないかと思うわけでございまして、その辺、町長から聞きたいと思います。

議長（後松一成君） 松田町長。

町長（松田知巳君） 議員ご存じのとおり、今年度の国保税につきましては、実質引き下げておりますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

また、国保をきちんと不安定感なく運営していくのが我々の責務でありますので、一定の基金を持ちながら不測の事態に対応できるような国保会計を維持していくということが住民にとって最も安心感ある国保であろうということで、我々そういった認識で国保会計を運営してまいりたいと思いますので、議員にはご理解をお願いしたいと思います。

議長（後松一成君） 14番。

14番（武藤 威君） 全般的に見れば引き下げということですが、やはり今回合併によって個人差があらわれたという形になっておるようです。町長は一体この基金がこの美郷町では何十億円でも何億円でも積み立てれば理想だと思っておりますか。その辺を聞きたいと思います。

町長（松田知巳君） 住民生活課長の方から答弁させます。

議長（後松一成君） 住民生活課長。

住民生活課長（鈴木四郎君） お答え申し上げます。

基金の積立額につきましては、保険給付費が基準になっているようでございます。私、先輩の方から引継ぎ受ける段階では、保険給付費の3カ月分、理想としては3カ月分を基金として積み立てておかなければ、何か大きな伝染病等が発生した場合対応ができないということを知っております。

あと、県等の最低のラインでございますけれども、ラインでは5%以上というふうになっておりますけれども、5%よりは何か大きな病気が発生がした場合対応が非常に困難だと、そういうふうにご考えてございます。今議員の方からご質問ありましたけれども、年度末、このまま取り崩し等なければ11%ほどの積立になろうかと思っております。3カ月分ということであれば、25%ぐらいになろうかと思っております。それに比べますと11%ほどの基金の%の積立になります。

議長（後松一成君） 14番。

14番（武藤 威君） 最後に課長に聞きたいわけですが、今環境豊かにある程度はなってきたし、医学も進歩しているという中で、例えば大きな伝染病とか、例えばどういうものあり

ますが、その辺を予想されますか。十ぐらいでいいですから教えてください。

議長（後松一成君） 住民生活課長。

住民生活課長（鈴木四郎君） 私ちょっと大げさに申し上げまして、伝染病、大きな伝染病と申し上げましたけれども、訂正させていただきたい。大きな伝染病ではなくて、病気というか、そういう方が非常に多くなったとか、大きな伝染病とはいろいろあるんですけれども、赤痢とか、私専門分野、ちょっと勉強不足でその病気の名前まではちょっと結核とかいろいろあるかと思えます。その辺でご勘弁願いたいと、そういうふうに思います。

議長（後松一成君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑を終結いたしまして、討論に入ります。討論ありませんか。討論は、反対討論ですか。（「はい」の声あり）どうぞ、24番、泉 美和子君。

24番（泉 美和子君） 私はこの議案に反対の立場から討論いたします。

長引く不況のもと、住民の暮らしは日々大変になっています。先ごろ、日本共産党六郷支部が行ったアンケートによりますと、回答者のうち45%の方が国保税が高過ぎるので安くしてほしいという要望をお持ちでした。6月議会で引き下げになったとはいえ、国保税の重税感は広く町民の中にあり、国保加入者の家計を重く圧迫しています。今回の補正で約5,300万円を基金に積み増しするわけですが、積み増しする前の基金は約1億1,000万円あり、不況で苦しむ国保加入者の立場に立てば、あえて基金を約5,300万円を積む必要はないと考えるものです。負担軽減に努めるべきだと考えます。約5,000万円を財源に、1世帯当たり約1万円の引き下げはやる気になれば可能であります。町民の暮らしを支えることこそ新しいまちづくりの基本です。当局の英断を求め、討論といたします。

議長（後松一成君） 賛成討論ですか。21番、熊谷良夫君。

21番（熊谷良夫君） 私は賛成の立場から討論したいと思います。

先ほど、泉議員は5,000万円あれば1万円下がるといいましたけれども、そうするとさらに来年も5,000万円なければその維持ができないということでもあります。ことしの6月の定例会のときに、約1億2,000万円の取り崩しをしていわゆる現状維持になりました。来年はどうしてもやはり1億2,000万円以上の基金がなければ現状維持ができないわけありますので、これをすべて取り崩してやるということは、いわゆる先ほど町長も申し上げましたけれども、不安定感のない国保会計の運営をするためには、やはりある程度の基金はなければ、来年も同じようなレベルでの国保税にはならないと思います。そういうことで、私は賛成します。

議長（後松一成君） 暫時休憩いたします。

（午前10時54分）

議長（後松一成君） 再開いたします。

（午前10時55分）

議長（後松一成君） 先ほどのとおり、反対討論がありましたので、採決は起立によって行いたいと思います。

議案第82号について、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（後松一成君） ありがとうございました。

起立多数。

よって、議案第82号については、原案のとおり決しました。

議案第83号の質疑、討論、採決

議長（後松一成君） 日程第15、議案第83号 平成17年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（後松一成君） 討論なしと認めます。

議案第83号についてこれより採決いたします。

お諮りいたします。議案第83号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第83号 平成17年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第3号については、原案のとおり決しました。

議案第84号の質疑、討論、採決

議長(後松一成君) 続いて、日程第16、議案第84号 平成17年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

議案第84号について、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第84号について、原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第84号 平成17年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号については、原案のとおり決しました。

議案第85号の質疑、討論、採決

議長(後松一成君) 次に、日程第17、議案第85号 平成17年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(後松一成君) 討論なしと認めます。

議案第85号について、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第85号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、議案第85号 平成17年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号については、原案のとおり決しました。

暫時休憩いたします。

(午前10時59分)

議長(後松一成君) それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

(午前11時00分)

議長(後松一成君) ただいま配付いたしました追加日程表のとおり議案が提出されました。これを日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(後松一成君) 異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

(午前11時01分)

議長（後松一成君） 休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

（午前11時02分）

発議第13号の上程、採決

議長（後松一成君） 追加日程第1、発議第13号 分権時代の新しい地方議会制度の構築を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案を朗読いたします。意見書の朗読は省略いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（後松一成君） お諮りいたします。ただいまの発議は、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

これより発議第13号について、採決いたします。

お諮りいたします。発議第13号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（後松一成君） 異議なしと認めます。

よって、発議第13号 分権時代の新しい地方議会の制度の構築を求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

閉会の宣告

議長（後松一成君） 以上で今定例会に付議されました事件は全部議了されました。

会議を閉じます。

これもちまして平成17年第7回美郷町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前11時05分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成17年 9 月 2 日

美郷町議会議長 後 松 一 成

署名議員 高 橋 隆 治

署名議員 泉 谷 理 毅 男